

測量法の一部を改正する法律案(閣法第六六号)(先議)要旨

本法律案は、測量によつて得られた成果の活用を一層促進するため、地図等の基本測量の測量成果を電磁的方法により提供する制度の創設、測量成果の複製・使用に係る規制の合理化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、基本測量を行う国土地理院が作成した地図等を、その刊行に加え、インターネットによつても広く国民に提供することとする措置を講ずるものとする。
- 二、地図等の複製について、これまで禁じていた営利目的の複製も承認できるようにするとともに、手続の簡素化を図るため、測量目的などの場合のみ国土地理院や地方公共団体等の承認を要することとする規制の合理化を行うものとする。
- 三、国土地理院において、地方公共団体等が有する地図等の複製・使用承認手続の申請受理を行うことにより、インターネット上で地図等のワンストップサービスを行うための措置を講ずるものとする。
- 四、測量において標識の設置、移転等をしたときは、国土地理院の長や地方公共団体等がインターネット等

により公表しなければならないものとする。

五、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。